

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十六年十二月十九日

指令川建セ第二六〇〇九〇〇号

二 検査済証番号

平成二十七年四月二十一日

川建セ第二七〇〇四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字上野字滝合千八百七十八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市松本町二丁目一番四十九号 シンワコーポ三〇三

石井 将之